

の文字は字畫の甚だ鮮明ならぬものが多く、受と愛との區別の如きも、餘程原本の筆意に通じたものでなければ讀み分け難いのである。慧超傳箋釋中には同様の原因から、藤田博士をして誤讀に陥らしめて居る所が少くないのは氣の毒の事である。

なほ求むれば他にも例證が存するであらうが、こゝに掲げただけからでも、仁井田博士の解説せられた開元二十九年家畜賣買文書に見える「興胡」といふ名稱は決して單にこの文書に於てのみ認められる奇怪の名でないことを明らかに知り得られることであり、従つてこれを「與胡」と讀むべきでないことも當然首肯せらるべき筈である。

果して然らば興胡とは如何なる意味であらうか。仁井田博士が初めに疑はれたやうに「興」を地名とか國名とか考へて見ることも、有名な羯胡などの例から考へて見ても一應尤ものことであるが、然も地名にしても國名にしても乃至部族名にしても、これに適當するものは知られてゐないやうであると共に、前引沙州都督府圖經に、興胡泊の名が商胡のそこに居止するに因みて生じたと説かれ、また慧超傳の興胡の稱に對して唐書西域傳には商賈の文字を用ゐて居ることなどから考へると、興胡といふのは商胡と同義ではないかと考へて見なければなるまい。既に仁井田博士も述べて居られるやうに興販といふ語は今も商販と同義に用ゐられて居り、この場合興は商の意であること疑ないと思はれるが、興販の語をかゝる意味に於て用ゐることは此の家畜賣買文書の書かれた唐代に於ても普通のことである。例へば舊唐書卷四十八食貨志食貨上所載の貞元九年張滂の奏中に、「興販之徒、潛將銷鑄錢一千、爲銅六斤」と見え、隋書西域傳石國の條及び北史西域傳女國の條に「恒將鹽向天竺興販」と記され、唐會要卷八十六關市の條に、「天寶二年十月勅、如聞關以西諸國興販往來不絕」とある如きを始め、その他多くの用例を擧げるこ